

日立市監査告示第 1 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和 8 年 1 月 23 日

日立市監査委員 橋 本 仁 一

同 飛 田 謙 一

定期監査結果報告書

1 監査の対象部課所等

保健福祉部

福祉総務課、生活支援課、高齢福祉課、障害福祉課、健康づくり推進課、
地域医療対策課、国民健康保険課、介護保険課、市営住宅課、子育て支援課、
子ども施設課

共創プロジェクト推進本部

会計課

消防本部

監査委員事務局

2 監査の対象期間

令和7年4月1日から令和7年10月31日まで

3 監査の実施期間

令和7年11月5日から令和7年12月25日まで

4 監査の実施方法

監査対象期間に執行した事務事業について、担当部課所長から説明を求めるとともに、財務に関する共通事項及び着眼事項を主眼に監査を実施した。

5 監査の結果

監査の結果、行政財産使用料の算定方法の誤りや会計年度任用職員の旅費の支給誤りについての指導事項があったが、その他の事務処理及び書類等の整備はおおむね適正であった。

なお、今回の指導事項については、当該課所において必要な処理を行った。

以上